

○現場科学検査班の編成及び運用について(通達)

(昭和 63 年 3 月 23 日岡科研第 307 号／岡鑑第 216 号／岡捜一第 309 号警察本部長例規)

(概要)

最近の犯罪捜査をめぐる厳しい環境の変化に的確に対処するため、刑事警察充実強化対策の一環として、刑事部科学捜査研究所に現場科学検査班を編成し、事件現場において、専門的な知識を有する鑑定技術職員による科学的検査及び資料採取等の技術指導を行うため必要な事項を定めたものである。

- 1 編制
- 2 任務
- 3 要臨場事件及び出動
- 4 運用

等である。